山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成30年7月定例会平成30年8月3日

目 次

平成30年7月定例会

8月3日(金曜日)		
出席議員		1
説明のため出席した者		1
事務局職員出席者···		1
議事日程第1号		1
本日の会議に付した事件		2
開議		2
議席指定		2
会期の決定		2
会議録署名議員指名		3
諸報告		3
議案上程(議第6号及び議第7号)		3
提案理由の説明広域連合長		3
補足の説明事業課長、会計管理者事業課長、会計管理者		4
決算審査意見の説明代表監査委員		8
質疑		9
討論	1	2
採決	1	3
議案上程(議第8号及び議第9号)	1	4
提案理由の説明広域連合長	1	4
補足の説明事務局次長、事業課長	1	4
質疑	1	5
討論	1	6
採決	1	6
議案上程(議第10号)	1	6
提案理由の説明広域連合長	1	6
補足の説明事務局次長	1	7
質疑	1	7
討論	1	7
採決	1	8

議案上程(議第11号) …18提案理由の説明 …広域連合長 …補足の説明 …事業課長 …打論 …19討論 …19採決 …19広域連合長あいさつ …20閉会 …20

〇出席議員(14名)

秋 葉 新 一 2番 石澤秀夫議員 3番 議員 赤塚幸一郎議員 加藤信明議員 4番 5番 6番 芳 賀 清 議員 7番 菊 地 勝 秀 議員 8番 山 尾 順 紀 議員 9番 早 坂 文 也 議員 10番 佐 藤 誠 七 議員 11番 五十嵐 智 洋 議員 12番 髙 橋 弘 議員 14番 小 野 由 夫 議員 15番 市原栄子議員 16番 吉宮 茂 議員

〇欠席議員(2名)

1番 佐藤洋樹議員 13番 丸山 至議員

○説明のため出席した者

佐 藤 孝 弘 遠 藤 直 幸 広域連合長 副広域連合長 副広域連合長 中川 勝 代表監査委員 玉 田 芳 和 丹 野 仁 敬 修 事務局長 事務局次長 太田 会計管理者 柏倉信一 事業課長 星野克之 企画財政係長 総務係長 安 倍 大 樹 古原俊宏 資格管理係長 髙 橋 英 一 給付係長 大 場 喜代孝

〇事務局職員出席者

 事務局長(兼務)
 丹野仁敬
 事務局次長(兼務)太田
 修

 書記(兼務)
 安倍大樹書記
 告記
 佐藤圭子

 書記
 矢作悠香

〇議事日程第1号

平成30年8月3日(金)午後2時開議

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
- 第5 議第6号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第6 議第7号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について
- 第7 議第8号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 第8 議第9号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

第9 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について 第10議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ いて

〇本日の会議に付した事件

日程第1 議席指定

日程第2 会期の決定

日程第3 会議録署名議員指名

日程第4 諸報告

日程第5 議第6号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議第7号 平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について

日程第7 議第8号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第8 議第9号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)

日程第9 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に一部改正について

日程第10議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 について

午後2時00分 開議

〇議長(加藤信明君) これより、7月27日告示招集されました平成30年7月山形県後期高齢者 医療広域連合議会 定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、佐藤洋樹議員、丸山至議員です。

以上2名ですが、出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議席指定

○議長(加藤信明君) 日程第1 議席の指定を行います。

5月1日及び6月27日告示の選挙で当選されました髙橋弘議員、 吉宮茂議員の議席を、会議 規則第3条第2項の規定により、議長において定めます。現在ご着席の議席を議席とします。

会期の決定

○議長(加藤信明君) 日程第2 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長(加藤信明君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、6番 芳賀清議員、7番 菊地勝秀議員を指名します。

諸報告

○議長(加藤信明君) 日程第4 諸報告を行います。

監査委員から、平成30年2月から7月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292 条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、すでに配付しております文書のとおり、平成30年6月に執行した定例監査の結果が、地方 自治法第292条において準用する同法第199条 第9項の規定により、報告されております。 以上で報告を終わります。

議第6号及び議第7号

○議長(加藤信明君) 日程第5 議第6号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算認定について及び日程第6 議第7号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

- ○議長(加藤信明君) この場合、提案者の説明を求めます。
- 〇連合長(佐藤孝弘君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 佐藤連合長。
- **〇連合長(佐藤孝弘君)** ただいま上程されました議第6号及び議第7号について、提案理由を御説明申し上げます。両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のと おり、歳入の収入済額合計は、6億186万8,976円であり、歳出の支出済額合計は5億 5, 255万5, 199円となることから、歳入歳出差引残額は、4, 931万3, 777円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、1,597億8,663万6,234円であり、歳出の支出済額合計は、1,538億9,146万5,229円となることから、歳入歳出差引残額は、58億9,517万1,005円となっております。また、制度上、療養給付費負担金等の精算が、次年度となることから、繰越金には平成30年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことをご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について、事務局よりご説明申し上げます。

〇事業課長(星野克之君) 議長。

- 〇議長(加藤信明君) 星野事業課長。
- **〇事業課長(星野克之君)** それでは、平成29年度主要な施策の成果報告書について、その概要を ご説明申し上げます。別冊の主要な施策の成果報告書をお願いいたします。

初めに1ページをご覧ください。1 被保険者の状況について申し上げます。平成29年度末の被保険者数は19万2,929人で、前年同期に比べ212人減少ですが、県内人口に占める割合は17.52%と0.17ポイント増となっております。また、中段には、被保険者数等の推移、その下には、被保険者の年齢構成内訳を記載しております。

2ページの2 保険財政の状況については、決算状況で説明しますので、省略させていただきます。

次に、3ページをご覧ください。3 保険給付事業について申し上げます。初めに給付額ですが、給付額合計が1, 462億5, 879万3, 331円で、前年度比1. 73%の増であります。

4ページをご覧ください。件数ですが608万3,073件で、前年度比で7,263件、0.12%の増であります。

4ページ中段以降は、給付費の詳細について、療養給付費の内訳などを順次記載しております。 初めに、(1)療養給付費の内訳ですが、医科入院の件数の割合は2. 45%とわずかですが、給 付額としては46. 81%を占めております。

次に、5ページをご覧ください。 (2) 療養費の内訳ですが、内容の主なものは、柔整療養費及びあんま・マッサージであります。柔整療養費及びあんま・マッサージを合わせて、件数の割合で 87.59%、給付額で77.93%を占めております。中段に、参考として1人当たり年間平均給付額を記載しております。1人当たりの給付額は754,917円となっております。

6ページをご覧ください。 (3) 審査支払手数料ですが、毎年、全国の状況などを参考に手数料の単価等の改定について国保連合会と協議を行っております。その結果、前年度に比べ、件数は増加していますが、単価が下がったため金額は減少しています。 (4) 電算処理委託料ですが、診療報酬の審査支払の前処理として、審査支払システムへのデータ取込み、データと標準システムとの連携について、国保連合会に委託し実施しているものであります。

次に、7ページをご覧ください。4 保健事業について申し上げます。被保険者の健康の保持増進のため、健康診査事業と歯周疾患検診事業等を実施しております。(1)健康診査事業について

は、市町村に委託して実施しております。平成29年度の受診件数は38,103件、受診率は21.37%で、前年度比0.46ポイントの増であります。(2)歯周疾患検診事業については、平成22年度から実施し8年目の事業であります。前年度75歳に到達した被保険者を対象に、山形県歯科医師会に委託して実施しております。受診件数は1,273件、受診率は10.06%で、前年度比0.77ポイントの増であります。

8ページ中段であります。 (3) 疾病分類別統計作成事業については、本県における後期高齢者の疾病状況及び医療費の実態を分類した統計表を国保連合会に委託して作成しているもので、各市町村等に配布し、被保険者の健康づくりのため、活用していただいております。 (4) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)策定事業については、第1期計画が平成29年度で終了することに伴い、平成30年度から平成35年度までの第2期計画を委託して作成したものです。計画は、当広域連合の現状を把握して、被保険者の健康の保持増進等を図っていくために作成しました。

次に、9ページをご覧ください。5 医療費適正化事業について申し上げます。(1)レセプト点検事業ですが、医療費を適正に支出するため、その業務を国保連合会に委託して実施しております。前年度と比較して、件数・金額とも0.19%の増加であります。

10ページをご覧ください。 (2)医療費通知事業ですが、被保険者に健康に対する意識を深めていただくとともに、医療費の抑制のため医療費通知を年3回、受診履歴のあるすべての方に送付しております。前年度と比較して、送付数で1,840通、金額で504万4,209円増加しております。 (3) ジェネリック医薬品利用促進差額通知事業については、平成23年度から実施しております。ある程度利用促進が図られてきていることから、平成27年度から年1回通知に変更しています。

次に、11ページをご覧ください。 (4) 第三者行為求償事務事業については、交通事故に係る第三者行為について国保連合会に求償事務を委託しております。事務委託料は、収納額の5.4%で、896万5,051円となりました。なお、加害者に対する直接請求が、1件ありました。

12ページをご覧ください。6 電算処理システム運用業務委託事業について申し上げます。後期高齢者医療制度の運用業務を効率的かつ適正に行うため、標準システムの運用及び保守管理を国保連合会に委託しております。委託料は、随意契約によるものであります。

次に、13ページをご覧ください。7 被保険者証等作成及び封入封かん業務委託事業について申し上げます。毎年8月1日の被保険者証の一斉更新に合わせ、被保険者証等の作成及び、制度説明リーフレット等の封入封かん業務を委託し実施いたしました。封入物の増加により前年度と比較し、約32万円の増であります。8 制度広報周知事業について申し上げます。制度広報を効果的かつ効率的に実施するため、市町村と連携しながら 適時適切な広報を行っております。その内容は、制度の理解をいっそう深めるためのもので、パンフレット、リーフレットに加え、ホームページも利用するなど積極的な広報に努めています。平成29年度は、段階的に始まった保険料軽減特例見直しに関する広報も加わりました。

最後に、14ページをご覧ください。9 長寿医療懇談会について申し上げます。本広域連合の円滑な運営に資するため、被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方々から広く意見をいただくことを目的に開催しております。平成29年度は12月1日に開催し、後期高齢者医療制度の運営状況などについて報告するとともに、保険料率算定や第2期保健事業実施計画の作成、今後の運営等について懇談していただいております。懇談会の委員数は10名であります。なお、懇談会委員の任期は2年間となっております。10 市町村後期高齢者医療事業に対する補助

事業について申し上げます。この事業は、市町村が独自に行った長寿・健康増進事業に対する補助事業であり、1市2町への補助金を支出しております。その事業内容は、保健師や看護師による健康相談事業、健康増進施設を利用し運動・講話・休養等を取り入れた健康増進事業などであります。以上、平

成29年度主要な施策の成果報告書の説明とさせていただきます。なお、決算につきましては、説明員を交代させていただきます。

- 〇会計管理者(柏倉信一君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 柏倉会計管理者。
- **〇会計管理者(柏倉信一君)** それでは、平成29年度、山形県後期高齢者医療広域連合一般会計、 及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。なお、歳入では収入 済額、歳出では支出済額の金額を主に申し上げます。よろしくお願い致します。

決算書の12ページ・13ページをご覧ください。はじめに一般会計でございます。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金で、調定額、収入済額とも5億6,638万4千円でございます。2款財産収入は、財政調整基金の利子で、4,560円でございます。3款繰入金の収入済額はございません。

14ページ・15ページをご覧ください。4款繰越金は平成28年度からの繰越金で、収入済額は、3,475万413円で、5款諸収入は、1項、2項合わせまして、73万3円でございます。以上、歳入合計は、予算現額6億163万円に対し、調定額、収入済額とも6億186万8,976円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に16ページ・17ページをご覧ください。

歳出ですが、1 款議会費の支出済額は52 万1, 090 円でございます。2 款総務費は21 ページまでですが、1 項、2 項、3 項合わせまして2 億 369 万5, 966 円であり、約1, 500 万円の不用額となっております。これは、総務管理費で、派遣職員人件費負担金が見込みを下回ったためなどでございます。

20ページ・21ページをご覧ください。上から2番目の表の3款民生費は、3億4, 833万8, 143円であり、約2, 800万円の不用額となっております。これは、特別会計への事務費繰出金が見込を下回ったためでございます。4款予備費の支出済額はございません。

以上、歳出合計は、予算現額6億163万円に対し、支出済額は5億5, 255万5, 199円であり、4, 907万4, 801円の不用額となりました。

続きまして、22ページ・23ページをご覧ください。特別会計でございます。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、市町村で収納した保険料及び医療給付に対する市町村の負担金などで、調定額、収入済額とも245億567万1, 963円でございます。2款国庫支出金は25ページまでですが、1項、2項合わせまして5466億4, 989万7, 685円でございます。これは、医療給付に対する国の負担金が、見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ増となっております。

26ページ・27ページをご覧ください。3 款県支出金の収入済額は、1 項、2 項合わせまして、130 億8, 472 万1, 780 円でございます。

28ページ・29ページをご覧ください。4款支払基金交付金は597億9,382万5千円で

ございます。これは現役世代からの支援金であり、療養給付費の実績に基づき交付金の変更を行っており、減となっております。5款特別高額医療費共同事業交付金は2,934万4,695円で、6款財産収入は、医療給付費等準備基金の利子で、288万9,691円でございます。

30ページ・31ページをご覧ください。7款繰入金は、一般会計と基金からの繰入金で、1項、2項合わせまして、10億9,833万8,143円でございます。8款繰越金は平成28年度からの繰越金で63億9,737万8,361円でございます。9款諸収入は、33ページまでですが、1項、2項、3項合わせまして、収入済額は2億2,456万8,916円でございます。なお、32、33ページの上から2番目の表、3項雑入で、収入未済額が25万5,242円ございます。これは、被保険者の所得更正に伴い窓口一部負担割合が、1割から3割に変更になったためなどで、その差額分の返還請求を行っていますが、年度内までに納付されなかった分でございます。また、予算に比べ増は、交通事故に伴う第三者納付金が見込みを上回ったことなどによるものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額1,581億4,032万2千円に対し、調定額は1,597億8,689万1,476円であり、収入済額は1,597億8,663万6,234円で収入未済額は25万5,242円でございます。不納欠損額はございません。

次に34ページ・35ページをご覧ください。

歳出ですが、1款総務費の支出済額は、3億5, 625万1, 712円であり、約2, 500万円の不用額となっております。これは、電算処理関連委託料が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

36ページ・37ページをご覧ください。 2 款保険給付費は39ページまでです。 1 項から 4 項まで合わせまして 1, 466 億 5, 168 万 2, 634 円であり、約41 億円の不用額となっております。なお、執行率は97. 25%でございます。これは、療養給付費などで、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

38ページ・39ページをご覧ください。3款県財政安定化基金拠出金の支出済額は5,954万1千円で、4款特別高額医療費共同事業拠出金は2,974万7,571円でございます。

40ページ・41ページをご覧ください。5款保健事業費は3億4,128万8,256円であり、約4,200万円の不用額となっております。これは、健康診査事業などで実績が目標を下回ったことによるものでございます。6款基金積立金は16億8,805万691円でございます。

42ページ・43ページをご覧ください。 7款諸支出金は47億6, 490万3, 365円で、8 款予備費の支出済額はございません。

以上、歳出合計は、予算現額1,581億4,032万2千円に対し、支出済額は1,538億9,146万5,229円であり、42億4,885万6,771円の不用額となりました。

続きまして、46ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。

一般会計ですが、3 歳入歳出差引額は、4,931万3千円であり、4 翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5 実質収支額は、4,931万3千円となりました。全額を翌年度に繰越しするものでございます。

47ページをご覧ください。特別会計ですが、3歳入歳出差引額は58億9,517万1千円であり、4翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、5実質収支額は5869,517万1千円となりました。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

50ページをご覧ください。財産に関する調書ですが、1 公有財産、2 物品、3 債権の該

当はございません。

51ページをご覧ください。4 基金の(1)の財政調整基金ですが、これは、支出の円滑な調整や、一時借入金の利子に備え、市町村事務費精算金の一部を積み立てているものでございます。 決算年度中増減高250万4,560円の増は、平成28年度の決算剰余金の一部積み立てと、預金利子によるものでございます。結果、決算年度末現在高は、2,017万7,108円となりました。

(2) の給付費等準備基金ですが、これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため、積み立てているものでございます。決算年度中増減高の9億3,805万691円の増は、平成28年度の決算剰余金の一部積み立てと、預金利子の増、特別会計への繰り出しの減によるものでございます。結果、決算年度末現在高は、31億8,774万3,181円となりました。

以上が、平成29年度の決算の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(加藤信明君) 以上で提案者の説明は終わりました。

決算審査意見の説明

- ○議長(加藤信明君) 次に、議第6号及び議第7号の議案2件に関して、監査委員から提出されて おります決算審査意見の説明を求めます。
- 〇代表監査委員(玉田芳和君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 玉田代表監査委員。
- 〇代表監査委員(玉田芳和君) 議第6号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入 歳出決算認定について及び議第7号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算認定についての決算審査の概要につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の平成 2 9 年度歳入歳出決算書の 5 2 、5 3 ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月1 2 日付けで広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査にあたりましては、5 3 ページ、第 3 審査の方法に記載のとおり実施いたしました。審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についても、おおむね適法、かつ適正に執行されているものと認められました。決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。

後期高齢者医療制度については、高齢化の進展に伴う被保険者の増加により、今後さらなる医療費の負担が見込まれ、その運営はますます厳しい状況となることが予想されますが、そのような中にあって、全ての被保険者が安心して医療を受けられるよう国、県、市町村および各関係団体との連携を密にし、保健事業や医療費適正化事業にも引き続き尽力され、円滑な制度運営に一層取り組まれることを望み、決算審査の意見といたします。

以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長(加藤信明君) 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

質疑

- ○議長(加藤信明君) これより質疑に入ります。 上程議案に対し、御質疑ありませんか。
- 〇11番(五十嵐智洋君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 11番五十嵐智洋議員。
- ○11番(五十嵐智洋君) 主要な施策の成果報告書の5ページでは、一人当たりの年間平均給付額が山形県は75万5千円ほどということですけども、全国平均では90万円位になっていると私は認識しているんですが、その辺についてはどうでしょうか。それと、傾向として冬型の気圧配置のように西高東低で、北国の方には病院や医師が少なくて医療費も安くなる傾向、東京とか大都会とか西日本の方に病院とか病気が多いので高くなり、全国的にはそういう傾向になると私は認識しているのですが、このような認識で間違いないでしょうか。
- 〇事業課長(星野克之君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 星野事業課長。
- ○事業課長(星野克之君) ご指摘の通り、西日本の方が、医療費が高くなっています。その原因は、医療機関の過度過剰と認識しております。山形県においても、一人当たりの医療費が伸びている傾向にありますので、できるだけ抑制し、健全な後期高齢者医療の運営に努力したいと思っているところでございます。
- 〇11番(五十嵐智洋君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 11番五十嵐智洋議員。
- ○11番(五十嵐智洋君) 公立病院等には、交付税算定基準になるんですよね。そうしますと、今、社会保障費の上昇が国の財政難の大きな原因になっている。結局、地方に回ってくるお金が少なくなってくるという悪循環になるので、我々政治家ですから、そういうものを正していく、正しい声を発信していくということが、県民を守り、市町村の少子高齢化に立ち向かっていくという姿勢が必要と思うんです。 是非、連合長に頑張っていただきたいと思いますが、決意のほどお聞かせ願いたいと思います。
- 〇連合長(佐藤孝弘君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 佐藤連合長。

- **○連合長(佐藤孝弘君)** お答えいたします。今、御指摘の課題、西高東低と言われることは事実としてそのような形かとは思いますが、いろんな意味でバランスを取っていかないといけないなと思っています。東北、また山形においても、医療の適正な配置と、もう一方で医療費の抑制を同時にしていくということでありますので、その適正なところを我々も模索しながら各市町村と連携して、そのような方向を目指していくのが重要だと思っていますので、引き続きそれらのことを目指していきたいと思います。
- ○議長(加藤信明君) ほかに御質疑ございませんか
- 〇15番(市原栄子君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 15番市原栄子議員。
- ○15番(市原栄子君) 歳入歳出決算書22ページの歳入の保険料等負担金の中で、予算現額、調定額、収入済額に関して、今回かなり上がっているようであります。先ほどの協議会の中では、最終的に計算したところ所得が上がっているので、というお話でありましたが、このところもう一度詳しくご説明をいただきたいと思います。
- 〇事業課長(星野克之君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 星野事業課長。
- ○事業課長(星野克之君) 平成28年度と平成29年度の賦課に用いました総所得を比べますと、対前年度で9億3,055万5,371円ほど増加しております。国の経済対策効果が表れているか定かではないですが、給料所得、年金所得、その他所得すべてにおいて29年度が前年度を上回っております。当初、こちらで見積もった保険料等負担金額よりもはるかに上回った形でございます。

以上でございます。

- 〇15番(市原栄子君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 15番市原栄子議員。
- ○15番(市原栄子君) 29年度から軽減特例の見直しが始まっております。29年の予算の審議の中では、影響額について、1億5千万ほどの見直しの影響が出るとなっていましたけども、保険料等負担金に対しての影響はあったのでしょうかということと、負担が増えてくるという中で、協議会の中では、短期被保険者証の交付状況ということで30年2月1日現在では、前年度よりも交付数は減っているという形でありました。参考で、平成30年6月1日現在がかなり下がっては来ているということでしたが、平成30年の8月1日現在がちょうど切り替えですよね、この時に一

律に滞納の方たちに短期被保険者証がでると思います。そうしますと平成29年度の保険料がどれだけ大変だったかが、そこに現れてくるのではないかと感じるわけです。平成28年度8月1日現在の短期被保険者証が541件、平成29年8月1日現在の短期被保険者証が601件と、少しずつ上がっている状況も見えるのですけども、短期被保険者証の8月1日切り替えの後はどのような状況になっているのかあわせてお尋ねしたいと思います。

- 〇事業課長(星野克之君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 星野事業課長。
- ○事業課長(星野克之君) 短期被保険者証の交付状況でございますが、29年8月1日現在で見ますと601件、前年は541件、2月1日現在で見ますと29年度は320件で、前年は345件で、ここで減っていると先ほど申し上げましたが、こちらは短期被保険者証の取扱いに関しまして、各市町村に収納等をお願いいたしまして、実施いただいている所でございます。各市町村で収納等に関する考え方がございまして、その時の状況により、介護保険の収納に力を入れるとか、後期高齢者医療の収納に力を入れるとか、短期被保険者証の取扱いに関する考え方が市町村によってまちまちでございます。被保険者と面会する機会を設けるなど、様々な手法で収納を行っていただいているところでございます。所得の方と比べてみてこちらの件数で増えているのではないかとありましたが、そういったことも考慮しておりますので、単純に所得と後期高齢者の短期被保険者証の交付状況等が直接的に反映するものではないと考えております。

先ほどありました被保険者の収納状況で、特例措置の見直しの影響がどのように出ているかでありますが、特例措置の見直しによりまして、軽減対象者が段階的に減ってきておりますが、29年度は軽減判定の所得条件が拡充されたことにより、軽減対象となる被保険者は増えております。ただ、軽減される額が抑えられておりますので保険料も少しは上がってきているとは思います。

以上です。

- 〇15番(市原栄子君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 15番市原栄子議員。
- ○15番(市原栄子君) 短期被保険者証が出るということは、短期被保険者証が出る前に対応があるということですよね。それがなければ出ないわけですから。もちろんいろいろな自治体での努力があることも理解してはいるのですが、28年度から29年度で少し上がってきて、29年度の件数の中で30年度8月1日に切り替わった時にどのような状況だったのか、まだ広域連合の方では把握していないようですが、そこら辺を29年度の決算として見て、言っていただきたいと思ったわけです。

2月議会の中でも言わせていただきましたけども、今、高齢者の収入が上がって、保険料が上がってきていると、それだったら本当によかったなと思っていますけども、低所得者の数も確か資料の中では増えていたと思います。そういったことを考えた中で、本来であれば、後期高齢者を社会全体でもっと見ていくという形で、分けるべきではないと考えております。今回はその形での理解

ということですが、高齢者に負担を増やしていくということに対しては問題があると考えています。 短期被保険者証等の中で、国の保険料軽減特例の見直しなどで大変だとなった場合、各市町村に対して 軽減についての方法とか「こういったことをしてもいいよ」といった話はされたのでしょうか。これが最後 の質問になりますので、そこの部分だけお願いいたします。

- 〇事業課長(星野克之君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 星野事業課長。
- **〇事業課長(星野克之君)** 確認ですが、市町村の方に軽減方法をされていたというのは、市町村独 自で施策をされていたかということでしょうか。
- 〇15番(市原栄子君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 15番市原栄子議員。
- **〇15番(市原栄子君)** そうしたことをしてもいいのではないかと、広域連合の方からの話されているのかということです。
- 〇事業課長(星野克之君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 星野事業課長。
- **〇事業課長(星野克之君)** 後期高齢者医療制度の運用につきましては、制度に則りまして順次実施させていただいているとこです。市町村での独自軽減に関しては、広域連合としては特段考えておりませんので、市町村の方に話しをしたりすることはありません。 以上でございます。
- **○議長(加藤信明君)** これでご了承になります。 ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長(加藤信明君) これより討論に入ります。 討論ありませんか。

- 〇15番(市原栄子君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 15番市原栄子議員。
- 〇15番(市原栄子君) ただいま審議しております議題6号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてと関連があるということなので、議題7号平成29年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成29年度、国の保険料軽減特例の見直しが始まっております。本来ならば、29年度は28年度に行われた広域連合の保険料ということで、そのまま移管する予定でありました。予算の中では約1億5千万の増額になっていること、短期被保険者証の交付状況を見ても暮らしが大変であるということ、これが見て取れるということであります。そして何よりも、わたしは今回の平成29年の予算の審議はやっておりませんが、高齢者への負担が増えていくことに関して、賛成をするということは良心が咎めるところがあります。

先ほど前者からお話がありましたけども、県内の医療費が安い、さらに保険料の納付もきちんとされている、そういった努力をされているということ、保健事業もきちんとされている、こうした中で少しでも高齢者に対して優しいそうしたことをしていただきたい、これを申し添えまして今回の決算に対して反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(加藤信明君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長(加藤信明君) これより採決します。

日程第5 議第6号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第6 議第7号平成29年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての議案2件を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第6号及び議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤信明君) 御着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第5 議第6号及び日程第6 議第7号の議案2件については、いずれも原案

議第8号及び議第9号

〇議長(加藤信明君) 日程第7 議第8号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補 正予算(第1号)及び日程第8 議第9号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算(第1号)について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

- ○議長(加藤信明君) この場合、提案者の説明を求めます。
- 〇連合長(佐藤孝弘君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 佐藤連合長。
- **○連合長(佐藤孝弘君)** ただいま上程されました議第8号及び議第9号について提案理由を御説明申し上げます。

議第8号の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,051万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億8,705万 円とするものであります。

議第9号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 それぞれ59億1,787万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,550億9,774万6,000円とするものであります。

詳細については、事務局より御説明申し上げます。

- 〇事務局次長(太田修君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 太田事務局次長。
- **〇事務局次長(太田修君)** 初めに、議第8号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。歳入歳出にそれぞれ、5, 051万3千円を増額計上し、総額6億8, 705万円とするものであります。詳細につきましては、別冊平成30年度歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページ及び4ページをお願いいたします。歳入補正につきましては、3款1項 1目基金繰入金において財政調整基金からの繰り入れとして120万円を計上しております。また、 4款1項1目繰越金に4,931万3千円を増額計上しております。平成29年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額を本年度の繰越金とするための補正であります。

歳出補正につきましては、2款1項1目一般管理費のうち13節委託料に120万円を、23節 償還金利子及び割引料に4,931万3千円を増額計上しております。委託料については、地方公 会計における財務書類のより円滑な作成に向け、専門的な見識を有する者からの助言や支援を求めるために計上したものであります。また、償還金利子及び割引料については、平成29年度決算において発生した剰余金を、市町村に対し返還することを目的に計上したものであります。

議第8号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)については、 以上であります。

議第9号につきましては、説明員を交代いたします。

- 〇事業課長(星野克之君) 議長。
- 〇議長(星野克之君) 星野事業課長。
- **〇事業課長(星野克之君)** 続きまして、議第9号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書 5ページ・6ページをご覧ください。歳入歳出予算総額に、それぞれ 5 9億1, 7 8 7万3千円を追加し、補正後の予算総額を 1, 5 5 0億9, 7 7 4 万6千円とするものであります。

事項別明細書7ページ・8ページをご覧ください。初めに歳入について申し上げます。1款1項 市町村負担金でございます。平成29年度市町村療養給付費負担金の精算に伴い、市町村から追加で 納入していただく額、2,270万3千円を増額するものであります。8款1項繰越金でございます。 平成29年度の繰越金として、58億9,517万円を追加計上するものであります。繰越金は、 歳出において、医療給付費等準備基金積立金と国などへの返還金となります。

次に歳出について申し上げます。 9ページ・10ページ をご覧ください。 6 款 1 項基金積立金 でございます。平成29年度剰余金と国などへの返還金との差額13億14万3千円及び市町村から 追加納付していただく2,270万3千円の合計額、13億2,284万6千円を医療給付費等準備基 金積立金として積立てるため、増額補正を行うものであります。7款1項3目償還金でございます。療養給付費負担金等について、給付費実績に基づき、平成29年度分負担金等を精算し、返還金として45億9,502万7千円を、国・県・支払基金・市町村に返還するものであります。

以上、特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようをお願い申し上げます。

○議長(加藤信明君) 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長(加藤信明君) これより質疑に入ります。 上程議案に対し、御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(加藤信明君) 御質疑なしと認めます。 以上で質疑を終わります。 討論

○議長(加藤信明君) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長(加藤信明君) これより採決をします。

日程第7 議第8号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)及び日程第8 議第9号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議案2件を起立により採決いたします。

お諮りします。ただいまの議第8及び議題9号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤信明君) 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第7 議第8号及び日程第8 議第9号の議案2件については、いずれも原案の とおり可決されました。

議第10号

〇議長(加藤信明君) 日程第9 議第10号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一 部改正について、を上程いたします。

提案理由の説明

- ○議長(加藤信明君) この場合、提案者の説明を求めます。
- 〇連合長(佐藤孝弘君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 佐藤連合長。
- **○連合長(佐藤孝弘君)** ただいま上程されました議第10号について提案理由をご説明申し上げます。

議第10号につきましては、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に伴いまして、その改正の趣旨を踏まえ、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

- 〇事務局次長(太田修君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 太田事務局次長。
- **○事務局次長(太田修君)** 議題10号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正 について、ご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

先に施行された「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の一部改正を受けまして、当広域連合における個人情報保護条例の一部改正を行うものであります。

条例改正の主な内容といたしましては、マイナンバーや旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にしたほか、信条や宗教等に関する個人情報や犯罪歴その他社会的差別の原因となる個人情報を要配慮個人情報として定義化するものであります。また、これまでは、法令で定められたものや個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて認められた場合など、限定的に行われてきたオンライン結合による個人情報の提供について、行政サービスの向上や行政運営の効率化の観点から、情報漏洩防止等の必要な措置を講じたうえで認めるとしたものであります。

なお、施行日は公布の日からとするものであります。

個人情報保護条例の一部改正については、以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご 決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(加藤信明君) 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長(加藤信明君) これより質疑に入ります。 上程議案に対し、御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長(加藤信明君) これより討論に入ります。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

〇議長(加藤信明君) これより採決します。

日程第9 議第10号山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について、を 起立により採決いたします。

お諮りします。ただいまの議題10号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤信明君) 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第10号については、原案のとおり可決されました。

議第11号

○議長(加藤信明君) 日程第10 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について を上程いたします。

この場合の提案者の説明を求めます。

提案理由の説明

- ○議長(加藤信明君) この場合、提案者の説明を求めます。
- 〇連合長(佐藤孝弘君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 佐藤連合長。
- **○連合長(佐藤孝弘君)** ただいま上程されました議第11号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第11号につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴いまして、その改正の趣旨を踏まえ、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

- 〇事業課長(星野克之君) 議長。
- ○議長(加藤信明君) 星野事業課長。簡潔明瞭に説明お願いします。
- **○事業課長(星野克之君**) 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書、10ページ をご覧ください。

本条例の第16条第1項第1号の2の規定は、保険料の均等割額を9割軽減する所得等要件につ

いて、上位法である「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の条文を引用し適用しているところです。このたび、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が平成30年8月1日に施行されたことに伴い、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」が改正されたため、その引用している条文の号数が変更になったので、そのことに対応して、所要の条例の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日とし、適用日を平成30年8月1日とするものであります。 以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(加藤信明君) 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

O議長(加藤信明君) これより質疑に入ります。 上程議案に対し、御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長(加藤信明君) これより討論に入ります。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤信明君) 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

〇議長(加藤信明君) これより採決します。

日程第10 議第11号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、を起立により採決いたします。

お諮りします。ただいまの議題11号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(加藤信明君) 御着席願います。全員起立であります。 したがって、日程第10 議第11号については、原案のとおり可決されました。

○議長(加藤信明君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

- ○議長(加藤信明君) この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。
- 〇連合長(佐藤孝弘君) 議長。
- 〇議長(加藤信明君) 佐藤連合長。
- **○連合長(佐藤孝弘君)** 広域連合議会 7 月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の7月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、 御認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度も、施行からちょうど10年が経過し、制度自体、だいぶ安定してきたもの と思われますが、高齢化の進行などにより、今後も医療費の増加が見込まれていることは、皆さま御 承知のとおりと存じます。

このような状況のもと、制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の適正化や保健事業などの取り組みを通じ、被保険者の方々に対する予防・健康づくりをより一層進めていく必要があり、当広域連合としても、市町村や関係機関との連携を、一層密にしながら、制度の健全な運営に努めていかなければならないと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、今後とも後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

〇議長(加藤信明君) 以上で、平成30年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時14分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 加 藤 信 明

署名議員 菊 地 勝 秀

署名議員 芳賀 清